

交通事故

最近の事業用自動車の交通事故発生状況とその特徴は「2022年に発生した交通事故全体の件数(人身事故件数)は30万8889件。そのうち事業用自動車の交通事故件数は2万3259件となり、過去10年間で半減した。ただ、前年と比べると全モードで交通事故件数は増えた。移動需要が増えたことや、(ネット通販などの利用拡大による)小口配送など宅配需要の増加を背景に軽貨物自動車による交通事故件数が増えたことなどが要因と考えられる」

「モード別の交通事故件数と最大の事故類型は」

「乗合バスは803件で約3割が急制動などによる『車内事故』だった。貸切バスは

国土交通省 自動車局安全政策課

永井 啓文課長に聞く

118件で『追突事故』や右左折時などの衝突事故が多い。タクシーは7948件で、そのうち約2割が『出会い頭衝突事故』だった。トラックは1万4388件で、そのうち約4割が『追突事故』だった。トラックの事故件数を押し上げた主な要因となった軽貨物自動車の交通事故件数は8017件で近年増加傾



ル式運行記録計のしつかりと取り組んでい装着と点検記録の。運送事業者の方々には、動画保存を義務付けるなど(安全対策)を(見守り機会)にしてほしい」

「22年度の監査件数と行政処分については」

「22年度の監査件数は1万1687件となり、前年度並みで推移した。一方、行政処分件数は10月中にも公布で、前年度比20件増の1万5067件と非常に多い。19年度が約1万2千件だったことを踏まえると、22年度はようやくコロナ禍前の水準に戻ったと言える。今後も監査と行政処分を着実に運用すること、重点化すべきところは重点化するなど効果ある監査を継続したい」

安全確保徹底

バス事業者に到達

向にある。そのうち死傷事故件数は403件で、16年の199件と比べてほぼ倍増している」

「昨年からの重大事故が相次ぐバス事故への対応について」

「事故が起きた際には、全

国のバス事業者に対して安全確保の徹底を求める通達を発出している。今年1月には、運送者に対して行う指導・監督マニュアルを改定した。特に、貸切バスの安全性向上に向けた対策としては、テスタ運動から引き続き、重点項目

安全運動における国土交通省の実施計画は

「内閣府の『秋の全国交通安全運動推進要綱』に基づき、国土交通省では11の実施項目を定めた。春の全国交通安全運動から引き続き、重点項目

だった。業種別で見ると、乗合バスが63件、貸切バスが27件、タクシーが13件となった。中でも、貸切バスが前年度と比べて90件増えた」

「貸切バスの監査件数も前

年度並みだが、前年度は新型コロナウイルス感染症防止対策の一環として、運送事業者の営業所などへの訪問は行わず、呼び出しによる監査を行ってきたが多かった。22年度は大半を通常の臨店監査に戻したことで行政処分件数が増えた」

「ちなみに、20年度の監査件数は、新型コロナウイルスの感染拡大や外出などの行動制限などがあって8246件と非常に少ない。19年度が約1万2千件だったことを踏ま

2023年

秋の全国交通安全運動特集

ゼロの実現目指して

21日から10日間 全国で



「歩行者」「夕暮れ」「飲酒運転」「自転車のヘルメット」

ルール順守と正しいマナー

「2023年秋の全国交通安全運動」が21日にスタートする。日没時間が早まる秋以降は夕暮れ時や夜間の交通事故が増加していることから、子どもと高齢者をはじめとする歩行者の安全確保に努める。改正道路交法に基づき、新ルールが適用された自転車や電動キックボードなどの利用者にヘルメット着用と交通ルール順守を呼びかける。どちらも着用は努力義務としているが、転倒時の被害軽減につながる効果は大きいと訴える。

早めの前照灯点灯呼びかけ

今年と同運動における全国共通の重点項目は「子どもと高齢者をはじめとする歩行者の安全の確保」「夕暮れ時と夜間の交通事故防止および飲酒運転などの根絶」「自転車などのヘルメット着用と交通

ルール順守の徹底」の3つを掲げる。最終日の30日を「交通事故死ゼロを目指す日」とする。交通事故死者数全体のうち、歩行者の割合が最も高く、そのうち65歳以上の高齢者が占める割合は半数を超える。幼児・児童の死者・重傷者も登下校の歩行中に交通事故に遭う事例が約4割を占めている。子どもと高齢者など交通弱者の歩行中の交通事故をいかに防げかが交通事故減少の実現に向けた重要な課題である。

年末に向けて日の入り後1時間の横断歩行者の死傷事故が多いことなどを踏まえた。飲酒運転の根絶とおとり運転など妨害・危険運転の防止を引き続き呼び掛ける。動キックボードの交通ルールの周知強化にも力を入れる。改正交法に伴い、車体構造などで一定の基準を満たした電動キックボードは「特定小型原動機付自転車」という新たな車両区分と交通ルールが7月1日から適用されたため、16歳以上であれば運転免許は不要、ヘルメットの着用は努力義務となっている。警察庁によれば、新たな交通ルールの適用が始まった7月における特定小型の検挙件数は406件で、そのうち87件が信号無視だった。警察庁や自治体は、シェアリングサービス事業者などと連携しながら安全講習会などを開催して交通ルールの周知に努める。転倒時の頭部への二次被害などを防止するためヘルメットの着用も呼び掛ける。

キックボードにもヘルメット

自動車関連企業・団体も、地元地域の警察や自治体などと連携し、参加・体験・実践型の交通安全教育や街頭での交通安全指導などに取り組む。2022年4月成立の改正道交法に基づき、今年4月1日からすべての自転車利用者にヘルメット着用が努力義務化された。街頭活動などを通じてヘルメット着用の必要性と効果に関する理解促進を図り、ヘルメット着用の自転車ユーザー拡大を目指す。自治体による条例制定を支援するほか、自転車損害賠償責任保険などへの加入促進も図る。

シェアリングサービスを中心に利用者が増加している。ド

秋の全国交通安全運動

9月21日(木) ~30日(土)